

介護職員等特定処遇改善加算について

令和元年10月から開始される特定処遇改善加算は、事業所における介護職員のキャリア・役職に応じた賃金体系をつくり、介護職員の確保・定着につなげるため、『**経験・技能のある介護職員**』に**重点化した配分ルール**となっています。

※**算定要件や配分ルールは次のとおり**定められております。

なお、**配分ルールの特例**として、**合理的な理由**があれば、裏面ア・イのとおり設定しないことができます。

1 算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること。
- ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等の見える化を行っていること（2020年度から要件化）

+

- ・ 算定額を上回る賃金改善
- ・ **配分ルール**

+

- ・ 年度ごとに計画書・実績報告書の提出

2 配分ルール

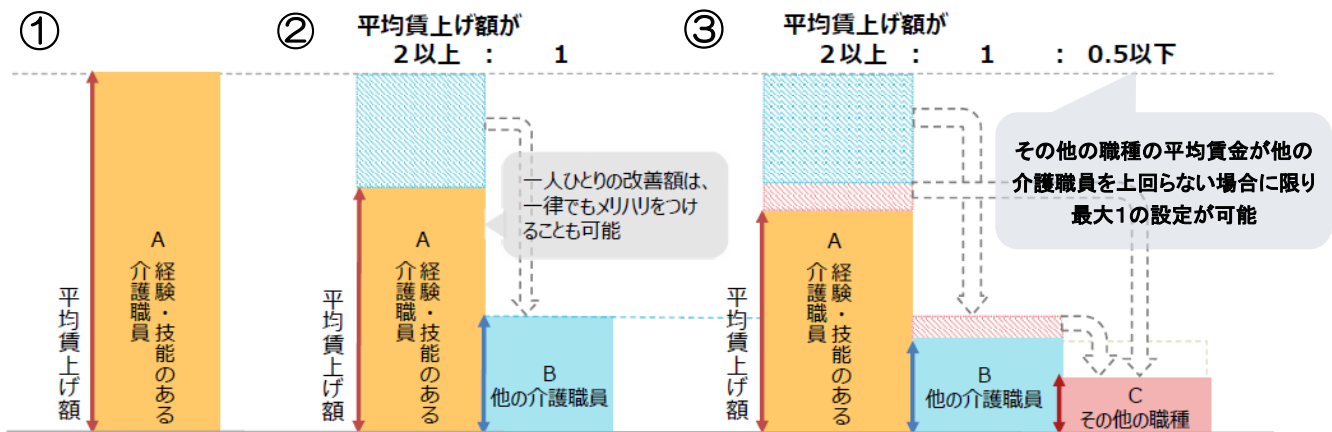
(1) 事業所（法人）内のすべての職員を**3つのグループ(A～C)に区分**

- A **経験・技能のある介護職員**：**介護福祉士であって**、経験・技能を有する介護職員と定義する者（所属する法人等における勤続年数が10年以上を基本とする）
- B **他の介護職員**：A以外の介護職員
- C **その他の職種**：A、B以外の職員

(2) **Aグループのうち1人以上**（法人一括の届出の場合は事業所数に応じた数）は、**月額8万円の賃金引上げ又は年額440万円までの賃金増**が必要

(3) 賃金への配分は、3パターン

・平均賃上げ額であるため、グループ内であっても個々に差をつけることができる



配分ルールの特例 (特例はア・イの2つ限り、【例示】は合理的な理由の例示)

ア : 「Aグループ (経験・技能のある介護職員のグループ)」を設定しない

- 【例示】**
- ① 介護福祉士の資格を有する者がいない場合
 - ② 比較的新たに開設した事業所で、介護福祉士の資格を有するが、研修・実務経験の蓄積等に一定期間を要するなど、介護職員間における経験・技能に明らかに差がない場合

イ : 「Aグループのうち1名以上は、月額8万円以上の賃金引上げ又は年額440万円までの賃金増」の者を設定しない

- 【例示】**
- ① 小規模事業所等で加算額が少額であり、賃上げ分の8万円に満たない又は年額440万円まで引き上げができない場合
 - ② 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合
 - ③ 8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合

- 詳細な事務処理手順や Q&A 等は下記 URL から必ず御確認ください。
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/tokuteikasan.html>
 - お問い合わせは、福島県高齢福祉課又は福島県保健福祉事務所までお願いします。
 - ・ 福島県高齢福祉課 電話 024-521-7745 Fax 024-521-7748
Mail kaigohoken@pref.fukushima.lg.jp
 - ・ 県北保健福祉事務所健康福祉課高齢者支援チーム 電話 024-534-4156
 - ・ 県中保健福祉事務所健康福祉課高齢者支援チーム 電話 0248-75-7808
 - ・ 県南保健福祉事務所健康福祉課高齢者支援チーム 電話 0248-22-5478
 - ・ 会津保健福祉事務所健康福祉課高齢者支援チーム 電話 0242-29-5272
 - ・ 南会津保健福祉事務所健康福祉課 電話 0241-63-0305
 - ・ 相双保健福祉事務所健康福祉課高齢者支援チーム 電話 0244-26-1133
- ※ 指定権者が市町村となる場合は、各市町村にお問い合わせください。